

令和5年6月30日1時19分

福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部 の設置について

福岡地方の一部及び筑後地方(筑後北部)の一部に大雨警報が発表(30日1時19分)され、災害発生のおそれがあるため、30日1時19分に福岡県災害対策本部規程第21条の規定に基づき、下記のとおり福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を設置しましたので、お知らせします。

記

○設置した本部

福岡県災害警戒本部	:本 庁
福岡県災害警戒福岡地方本部	:福岡農林事務所
福岡県災害警戒両筑地方本部	:朝倉農林事務所